

東久留米市物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準

(目的)

第1条 この基準は、東久留米市契約事務規則（平成9年5月30日規則第20号。以下「契約事務規則」という。）第34条の規定に基づき、東久留米市が施行する物品買入れ・印刷請負・業務委託・賃貸借等（工事請負に係る契約を除く）の契約（以下「契約案件」という。）に係る指名競争入札等に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札等の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

(適格性の判定)

第2条 契約事務規則第2条第9項の規定で定める資格審査サービス（以下「資格審査サービス」という。）に登録されている者につき、発注しようとする契約案件についての適格性を判断しようとするときは、次の事項について審査するものとする。

- (1) 法令に定められた資格要件
- (2) 経営及び信用の状況
- (3) 不誠実な行為の有無
- (4) 官公庁及び民間における契約実績
- (5) 契約案件の内容に適した専門性及び技術的適性
- (6) 資格審査サービスにおける申請営業種目
- (7) 東久留米市及び他官公庁における指名及び受注の状況
- (8) 当該契約案件における地理的条件

(入札参加者の指名方法)

第3条 入札参加者を指名する場合には、前条により適格性を有すると判定された業者のうちから、契約案件の予定価格に応じて、会社の規模、売上高、実績等を総合的に判断し、指名するものとする。

(指名の制限)

第4条 以下の各号のいずれかに該当する者を入札参加者に指名することはできないものとする。

- (1) 不誠実な行為のある者
 - ア 東久留米市競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止の措置を現に受けている者又は受けることとなった者
 - イ 過去同一の契約案件にかかる契約の履行が不誠実であった者
 - ウ その他不誠実な行為のある者
- (2) 経営状況が著しく不健全である者
- (3) 契約案件の履行にあたって、法令上必要とされる許可又は認可を受けていない者
- (4) 契約案件の履行にあたって、必要とされる技術又は設備を有しない者

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項による更生手続開始の申立てをしている者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項による民事再生手続開始の申立てをしている者
- (7) 前各号のほか、指名することが不適切と認められる者
（指名業者数）

第5条 指名業者数は別表のとおりとする。ただし、契約の種類、内容、性質若しくは目的又は電子調達サービスにおける事業者の登録状況等によりやむをえない理由があると認めるときは、指名業者数を増減することができる。

（秘密の保持）

第6条 入札参加者の指名に係わった者は、知り得た事項を他に漏らしてはならない。

（その他）

第7条 本指名基準に定めるもののほか、指名競争入札等に関し必要な事項は、東久留米市指名業者選定委員会において決定するものとする。

付 則

この基準は、平成25年2月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成27年2月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

別表 指名業者数（第5条関係）

① 業務委託・賃貸借・印刷請負

予定価格	指名業者数
1億5,000万円以上	6者以上
1,000万円以上1億5,000万円未満	5者以上
1,000万円未満	3者以上

② 物品買入れ

予定価格	指名業者数
2,000万円以上	6者以上
1,000万円以上2,000万円未満	5者以上
1,000万円未満	3者以上